

社 会 保 険

劳 務

士 試 験

2018年
プレミアム答練

第3回

雇用保険法

平均点

回数	科目	選択式	択一式
第3回	雇用保険法	16.7 点	5.6 点

辰巳法律研究所

Tokyo・Yokohama・Nagoya・Kyoto・Osaka・Fukuoka・Okayama

択一式 総評

択一式の結果は、平均点が6点に届かず、正答率が7割を上回ったのは問2、問9だけであった。問7、問10以外は、まったく歯が立たないというわけではないが、正解までもう一步という状況にあるのではないだろうか。その一步を進めるのは、やはり地道な基礎力の強化であると思われる。特に間違えた問題についてはテキストを丁寧に読み込み、復習してほしい。また、今年の雇用保険法の特徴として、法改正が多い。そのため、プレミアム答練でも法改正に関連する問題を多く出題しているので、復習する際には、法改正を意識して学習に取り組んでほしい。

個別にみていくと、まず問1は雇用保険法の広い範囲からの出題であり、正答率は約6割となった。基本的な問題であるが、AとCで迷った人が多かったようである。Aは覚えているかどうかは鍵となるが、Cを「誤り」とした人はどのように考えただろうか。正解したかどうかよりもどのように考えて正誤判断をしたのかを思い出し、丁寧に復習してほしい。

問2は被保険者に関する問題であり、正答率は7割を大きく上回った。被保険者は出題頻度が高いので、正解した人も解説に目を通しておう。

問3は雇用保険事務に関する問題であり、正答率は6割に届かなかった。基本的な問題であるが、法改正を絡めた問題であり、法改正対策が十分でないと感じたかもしれない。また、事務に関する問題は、実務をやっているかどうかで差がつきやすい。普段、実務に触れていない人はこれを機にテキストや解説を読み、理解を深めておくこと。

問4は、基本手当からの出題であり、正答率は約7割となった。やや細かい論点の問題であるが、頻出分野なのでこのレベルは確実に正解しておいてほしい。特に正解肢であるEの数値などは、出題しやすく、誤っているもの選びで出たときは合格レベルの人は確実に得点する。このレベルでの失点は命取りになりかねないので、丁寧に復習しておくことが求められる。

問5は、求職者給付に関する問題であり、正答率は4割弱に留まった。肢別解答率をみると、B、C、Eに分かれており、ほとんど選択肢が絞れなかった人が多かったことがうかがえる。全体的に細かい論点からの出題であるが、誤っているもの選びの問題で、正解肢のCに数値の誤りがあるため、失点してしまうと差がつくこ

とになる。他の科目でも数値には意識を払う必要があるが、雇用保険は特に数値問題が出題されやすい。テキスト等を読み込む際には、数値を意識して読むと良いだろう。

問6も求職者給付からの出題であり、正答率は6割を超えている。約4人に1人がCを選んでいるが、丁寧な暗記が求められるところである。解説に載せてある表やテキストを使って整理して覚えていこう。

問7は就職促進給付からの出題であるが、正答率は3割を下回った。肢別解答率をみてもほとんど絞り切れていない人が多かったことがうかがえる。たしかに法改正も絡んでいて簡単な問題ではないが、難易度が高いとも言えない標準的なレベルである。もう少し正答率が伸びることを期待していた。法改正のテキストもチェックして、丁寧に復習してほしい。

問8は、失業等給付に関する組み合わせ問題であり、正答率は約7割まで伸びた。肢別解答率をみると、イの誤りは見抜けているが、もう一つがアとオで迷ったことがうかがえる。オは育児介護休業法の改正に伴う変更点であり、注意が必要である。これを機に覚えておこう。

問9は費用の負担等からの出題であり、正答率は7割を超えている。誤っているもの選んで、誤りが数値に関するものだったため、正解できた人も少ないのではないだろうか。正解した人も他の選択肢に目を通して、復習しておくこと。

問10は雇用保険法全般の問題であり、正答率は3割を下回った。Dを選んで間違えている人が4割以上もいるが、その人は問1も間違えてしまっているだろうか。雇用保険二事業まで学習が十分に進んでいない人もいるかもしれないが、意外と出題される分野である。手を抜かずに丁寧に復習し、理解を深めておくこと。

最後に全体として言えることは、まだ重要箇所や法改正の内容に不安がある人も少なくないようである。出題頻度が高い箇所を中心に、もう一度丁寧な復習を心掛けてほしい。先にも書いた通り、社労士試験において法改正からの出題は多い。現段階で十分に法改正の対策ができていない人は、すべて伸びしろなのでしっかりと法改正の学習を行っておくこと。雇用保険法は他の科目に比べて得点しやすいので、失点すると差がついてしまう。粘り強く学習を進めることで確実な得点源になるので、頑張してほしい。

選択式 総評

選択式については、問1以外は平均点が3点を超えており、問1もほぼ3点というところまでできているので、全体的によくできていたと言える。雇用保険法の選択式は、本試験ではさほど難しい問題は出ないというのが過去の傾向であり、今回の答練もその傾向を踏まえ基本事項を中心としているので、この結果は一安心というところである。ただし、数値に関する問題が多いので、間違えてしまった問題は必ず復習し、正確に暗記しておくこと。

個別の問題をみると、問1は法改正があった条文から広く出題しており、平均点はわずかに3点に届かなかった。DとEはやや難しいところから出題されているため、法改正がからんでいるAからCで確実に3点を取っておきたい。Dは覚えていないと難しかったかもしれないが、約4割の人が「㊸その者を雇用する適用事業所の所在地を管轄する」を選んで間違えているが、被保険者個人が行う手続きであることを考えると、適用事業所の所在地では手続きが難しいケースも生じかねない。覚えていなくてもこの選択肢は外して、正解への確率をあげておきたい。

問2は雇用保険法の広い範囲からの出題となったが、平均点は3点を上回った。BとEでやや苦戦した人が多かったようであるが、Bは「㉓3年を超えて」や「㉕1年を超えて」を選んで間違えている人があわせて6割以上となっている。「3年」という数値は確実におさえておきたい。「以上」と「超えて」については、難しかったかもしれないが、これを機に正確に覚えておこう。Eは改正があった重要な条文からの出題なので、解いてほしかった1問である。間違えてしまった人は、テキストで条文を確認しておくこと。

問3は賃金日額に関する内容を中心に出题されたが、平均点は4点を上回り、よくできていた。基本的な数値問題であるが、確実に得点できていることは心強い。もし、不安なところがあれば、その問題を中心に復習しておくこと。

問4は育児休業給付金および介護休業給付金からの出題であり、平均点は3点を上回った。Aは約3人に1人が「㉑継続して180日に達するまでの間」を選んでいますが、継続の場合、途中で復職し、再度育児休業を取得した場合に、あらた

に1日目から始まることになってしまう。細かいところであるが、継続か通算か、時間を掛けて比較していけば、通算を選ぶことができたはずである。他の科目でも伝えていることだが、選択式では絶対に覚えていないことも出題される。その覚えていない問題をいかに粘り強く解き、正解までたどり着くかで合否が分かれるのである。空欄の前後の文章をよく読み、候補となる選択肢を並べてじっくり比較し、少しでも正解に近づく努力が選択式攻略には不可欠である。答練でしっかりと選択式を粘り強く解く力を身につけていくこと。Eは条文上の給付乗率と経過措置としての給付乗率が異なることをしらないと間違えてしまう。やや難しい問題であるが、テキスト等で確認し、これを機に覚えておくこと。

問5は就業促進定着手当に関する問題であったが、この問題も平均点は3点を超えている。ただし、Aは手当の名称そのものが聞かれているサービス問題なので、3点を超えていても油断は禁物である。解説やテキストでポイントを確認しながら、数値を中心に丁寧に復習しておくこと。

最後に全体としてであるが、雇用保険法の選択式は問題文が短く、難易度も高くないことが多いので、対策としては基本事項をしっかり固めることに尽きる。今後の学習もそこに力を入れてほしい。特にこの科目においては、数値問題は選択式、択一式を問わず出題頻度が高いので、丁寧な学習を求めたい。正解肢以外が目に入っても確実に正解肢を選べるようになるため、正確に暗記しておく必要がある。例年、雇用保険法は心配するほど細かい規定は出題されないが、近年は法改正が多くどこから出題されるか絞りにくい。法改正の内容は丁寧にチェックし、数値も正確に覚えておくように。合格レベルにいる受験生は、法改正の対策も欠かさないため、法改正に関連する問題で失点すると差をつけられてしまう。法改正を意識しながら基本事項をおさえたいければ高得点が取れる科目であるので、今回点数が伸びなかった人も全力で頑張ってもらいたい。関東では早くも梅雨明けし、決戦の夏が近づいてきていることを実感するが、勝負はまだまだこれからである。最後まで走り抜こう。

択一式 正答率 & 得点状況

*点数配分:1問1点で10点満点

問題	正答率	○or×
問1	59%	
問2	76%	
問3	55%	
問4	69%	
問5	38%	
問6	62%	
問7	28%	
問8	69%	
問9	72%	
問10	28%	

- 正答率60%以上
- 正答率40%以上60%未満
- 正答率40%未満

☆最優先補強箇所 (正答率60%以上の問題)

以下の問題の中で正解できなかった問題に×を付け重点的に復習

	問2		問4
	問6		問8
問9			

☆次順位補強箇所 (正答率40%~59%の問題)

以下の問題の中で正解できなかった問題に×を付け重点的に復習

問1		問3	

受講者平均点

5.6 点

あなたの得点

 点

択一式 得点分布集計

	総得点	割合	割合累計	あなたの ポジション ニング
Sランク	8点以上	10.3%	10.3%	
Aランク	7点	13.8%	24.1%	
Bランク	6点	26.6%	51.7%	
Cランク	5点	31.1%	82.8%	
Dランク	4点以下	17.2%	100.0%	

最高得点

9 点

あなたの得点の欄に○をつける ↑↑

選択式

正答率 & 得点状況

*点数配分:1選択肢1点=各問5点、全部で25点満点

	A		B		C		D		E		受講者平均点	あなたの得点
	正答率	Oor×	正答率	Oor×	正答率	Oor×	正答率	Oor×	正答率	Oor×		
問1	62%		76%		76%		38%		34%		2.9	点
問2	66%		28%		90%		83%		55%		3.2	点
問3	100%		97%		69%		69%		97%		4.3	点
問4	59%		90%		72%		55%		31%		3.1	点
問5	72%		86%		45%		66%		52%		3.2	点

- 正答率60%以上
受講者平均点3.3点以上
- 正答率40%以上60%未満
受講者平均点2.8点以上3.3点未満
- 正答率40%未満
受講者平均点2.8点未満

受講者平均総得点

16.7

 点

あなたの総得点

 点

選択式 得点分布集計

	総得点	割合	割合累計	あなたの ポジション ニング
Sランク	20点以上	20.7%	20.7%	
Aランク	18～19点	20.7%	41.4%	
Bランク	17点	20.7%	62.1%	
Cランク	14～16点	27.2%	79.3%	
Dランク	13点以下	20.7%	100.0%	

最高得点

22

 点

あなたの得点の欄に○をつける ↑↑

選択式 チェック

プレミアム答練（雇用保険法）で取り上げた選択式の問題を以下に掲載しました。
A～Eの空欄で抜いた語句を で囲んでいますが、間違いやすい選択肢を、
 として の後に列挙しています。

例えば、問1の空欄Aは、 A 4月1日 が正解ですが、 ~~A 8月1日~~ の選択肢を入れた方がいました。

逆に、 だけで、 がない箇所は、大半の方が正解できていたところであるといえます。

また、同じ空欄が数回、出てくるものについては、2箇所目以降の空欄を、
 のように網掛けし、「間違いやすい選択肢」は省きました。

正しい選択肢を“認識”すると同時に、間違いやすい選択肢も“確認”し、再度、チェックしてみてください。

⇒ 正解

⇒ 不正解・・・間違いやすい選択肢

[問 1]

- 1 原則の算定方法により算定された自動変更対象額のうち、最低賃金日額（当該年度の A 4月1日 ~~A 8月1日~~ に効力を有する地域別最低賃金の額を基礎として厚生労働省令で定める算定方法により算定した額をいう。）に達しないものは、当該年度の B 8月1日 ~~B 10月1日~~ 以後、当該最低賃金日額とする。

- 2 雇用保険法 18 条 3 項に定める自動変更対象額に係る最低賃金日額とは、次の方法により算定される。

$$\text{最低賃金日額} = \text{地域別最低賃金の額の加重平均額} \times \text{C 20}$$
$$\text{C 30} \div 7$$

- 3 被保険者証の交付を受けた者は、当該被保険者証を滅失し、又は損傷したときは、雇用保険被保険者証再交付申請書に運転免許証、健康保険の被保険者証その他の被保険者証の再交付の申請をしようとする者が本人であることの事実を証明することができる書類を添えて、 D その者の選択する ~~D その者の住所又は居所を管轄する~~ ~~D その者を雇用する適用事業所の所在地を管轄する~~ 公共職業安定所の長に提出し、被保険者証の再交付を受けなければならない。

- 4 行政庁は、関係行政機関又は E 公私の団体 ~~E 市町村長~~

E 求人者 に対して、この法律の施行に関して必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

[問 2]

1. 雇用保険法第 13 条第 3 項において、「特定理由離職者とは、離職した者のうち、当該離職について特定受給資格者に該当する者以外の者であって、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての **A 合意が成立するに至らなかった** ~~**A 確約を得るまでに至らなかった**~~ 場合に限る。）その他やむを得ない理由により離職したものとして厚生労働省令で定める者」と定められている。
2. 雇用保険法施行規則第 36 条によると、期間の定めのある労働契約の更新により **B 3 年以上** ~~**B 3 年を超えて**~~ ~~**B 1 年を超えて**~~ 引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者は、特定受給資格者に該当する者として取り扱うこととしている。
3. 雇用保険法において、一般被保険者に係る求職者給付の種類は、基本手当、技能習得手当、寄宿手当、**C 傷病手当** の 4 種類である。
4. 雇用保険法において、被保険者期間の算定に係る賃金支払基礎日数は、現実
に労働した日であることを要せず、労働基準法の規定による **D 休業手当の対象となった日及び年次有給休暇を取得した日** ~~**D 育児休業及び介護休業の対象となった日**~~ も算入される。
5. 雇用保険法第 10 条の 4 第 1 項において、「偽りその他不正の行為により **E 失業等給付** ~~**E 求職者給付又は就職促進給付**~~ ~~**E 求職者給付**~~ の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した **E 失業等給付** の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた **E 失業等給付** の額の 2 倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。」と定められている。

[問 3]

1. 雇用保険法第 17 条第 1 項に定める賃金日額は、算定対象期間において被保険者期間として計算された最後の 6 箇月間に支払われた賃金（臨時に支払われ

る賃金及び を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。)の総額を で除して得た額とする。

2. 賃金日額の算定について、賃金の全部が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合には、前記1に規定する最後の6箇月間に支払われた賃金の総額を当該最後の6箇月間に労働した日数で除して得た額の に相当する額が、賃金日額として最低保障されることとなる。

3. 基本手当の日額は、賃金日額に給付率を乗じて得た額とされるが、受給資格に係る離職日における年齢が、60歳未満である受給資格者に係る給付率は、最高100分の80から最低 までの範囲内で定められる。

4. 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合には、その収入の基礎となった日数分の基本手当の支給については、その収入の額により、減額又は不支給となることがあるが、ここでいう「自己の労働による収入」とは、通常内職収入と称されるもの等であって、原則として、1日の労働時間が 未満のもので、就職とはいえない程度のものをいう。

[問 4]

1 育児休業給付金の額の算定に用いる給付率は、経過措置として、当分の間「100分の50」とされているが、被保険者が休業を開始した日から起算して当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が

に限り、給付率を

「」に引き上げるものとされている。

2 育児休業給付金に係る休業開始時賃金日額を算定する際の上限額は、受給資格に係る離職の日において

の者に係る賃金日額の上限額と同額となる。

3 被保険者が介護休業給付金の支給を受けたことがある場合において、次の①又は②のいずれかに該当する介護休業をしたときは、介護休業給付金は支給されない。

① 同一の対象家族について当該 被保険者が

~~D 3回~~ 以上の介護休業をした場合における **D 4回** 目以後の介護休業

- ② 同一の対象家族について当該被保険者がした介護休業ごとに、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が 93 日に達した日後の介護休業

4. 介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の **E 100 分の 40** ~~E 100 分の 50~~ ~~E 100 分の 67~~ に相当する額である。

〔問 5〕

- 1 **A 就業促進定着手当** ~~A 再就職定着手当~~ は、次の要件をすべて満たしている者に支給される。
- ① 再就職手当の支給を受けていること
- ② 再就職手当の支給に係る同一の事業主に 6 箇月以上、雇用保険の被保険者として雇用されていること
- ③ みなし賃金日額（同一事業主の適用事業にその職業に就いた日から 6 箇月間に支払われた賃金を法 17 条（賃金日額）に規定する賃金とみなして算定した賃金の 1 日分の額）が算定基礎賃金日額（再就職手当に係る基本手当日額の算定の基礎となった賃金日額）を **B を下回ること**
- 2 **A 就業促進定着手当** の支給を受けようとするときは、**A 就業促進定着手当** 支給申請書に、次の①及び②に掲げる書類及び **C 受給資格者証** ~~C 賃金額証明書~~ ~~C 再就職手当受給者証~~ ~~C 被保険者証~~ を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- ① 賃金台帳その他同一事業主の適用事業に雇用され、その職業に就いた日から 6 箇月間に支払われた賃金の額を証明することができる書類
- ② **D 出勤簿** ~~D 労働者名簿~~ その他同一事業主の適用事業に雇用され、その職業に就いた日から 6 箇月間のうち賃金の支払の基礎となった日数を証明することができる書類
- 3 **A 就業促進定着手当** 支給申請書の提出は、同一事業主の適用事業に雇用され、その職業に就いた日から起算して 6 箇月目に当たる日の翌日から起算して **E 2 箇月** ~~E 1 箇月~~ 以内にしなければならない。ただし、天災その他提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

選択式 肢別解答率表

※ 網掛＝正解肢

	正解	正答率 (全)	肢別解答率																				
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
問1	A	10	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	3	7	3	0	0	17	0	7	0	0
	B	16	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	76	0	17	0	0
	C	2	76	0	76	0	0	3	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	D	3	38	0	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	38
	E	7	34	41	0	0	0	0	0	0	34	0	0	0	17	0	0	0	0	0	7	0	0
問2	A	2	66	0	66	0	0	0	3	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	24	0	0	
	B	7	28	7	0	38	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	
	C	20	90	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	90	
	D	19	83	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	
	E	11	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0	0	0	0	31	14	0	0	0
問3	A	11	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	B	2	97	0	97	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	C	4	69	0	0	0	69	0	0	10	0	0	3	0	3	10	0	0	0	0	0	3	
	D	1	69	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	3	0	0	21	
	E	17	97	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	97	0	0	0
問4	A	20	59	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	59	
	B	17	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	3	90	0	0	0
	C	9	72	0	10	10	0	0	0	0	0	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	D	11	55	0	0	0	0	0	0	0	41	0	0	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	E	4	31	7	0	0	31	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	3	21	0	0	0
問5	A	18	72	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0	0	
	B	13	86	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	3	86	0	0	0	0	0	0	
	C	15	45	0	0	7	0	0	0	10	0	21	0	0	0	0	0	45	0	0	0	10	
	D	8	66	0	0	0	0	0	0	7	66	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	3	
	E	5	52	0	0	0	0	52	0	0	0	0	0	0	0	41	0	0	3	0	0	0	

択一式 肢別解答率表

※ 網掛＝正解肢

科目	正解	正答率 (全)	肢別解答率					
			A	B	C	D	E	
雇用保険法	1	C	59	21	7	59	3	10
	2	D	76	14	0	7	76	3
	3	E	55	7	10	24	3	55
	4	E	69	3	10	14	3	69
	5	C	38	3	34	38	3	21
	6	E	62	7	7	24	0	62
	7	E	28	3	31	14	24	28
	8	C	69	14	3	69	7	7
	9	A	72	72	7	10	0	10
	10	B	28	14	28	3	45	10